

## オンラインによる質問に関する申合せ事項

(令和5年12月12日 議会運営委員会決定)

議長は、奥州市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第63条の2第5項の規定に基づき、オンライン会議システムを活用した一般質問又は緊急質問（以下「オンラインによる質問」という。）の方法その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 会議規則第2条に規定する会議に出席できない事由（以下「会議に出席できない事由」という。）に該当する議員がオンラインによる質問を求める場合は、会議の開議予定前日（同日が奥州市の休日に関する条例（平成18年奥州市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日の場合は、同日より前の市の休日でない日）の正午までに議長に申し出なければならない。ただし、当該期限後であっても会議の議事進行上においてオンラインによる質問が支障ないと議長が認めるときは、この限りでない。
- 2 オンラインによる質問は、奥州市議会運営等申合せ事項No. 3に規定する一日5人までに含むものとする。
- 3 オンラインによる質問を行おうとする議員は、開議1時間前までに議場との通信ができることを確認するものとし、質問の順序到来時にオンライン会議システムZoom（以下「Zoom」という。）に入室していない場合は、議長の責による通信遮断である場合を除き、質問の通告はその効力を失う。
- 4 オンラインによる質問の開始後、質問者の責による通信遮断で議場において映像又は音声を確認できなくなった場合、議長は、当該通信遮断後10分間を限度として通信の復旧に努め、当該時間経過後は、質問を打ち切るものとする。ただし、通信遮断が議長の責による場合は、この限りでない。
- 5 議員は、オンラインによる質問を行う場合にあっては、社会通念上許容され、かつ、質問中の通信状態が確保される場所で行うものとし、通信遮断後これに対処する場合を除き、場所を移動しながら質問してはならない。
- 6 議員は、Zoom上に自身を投影する場合にあっては、背景等の映像加工を行ってはならない。ただし、災害、病気等においてプライバシー保護のために周囲の映り込みを防ぐ目的でぼかしの類の背景加工が必要であると議長が認める場合は、この限りでない。
- 7 議員は、会議の妨害行為を防ぐため、議長から通知されたZoomへの入室コードを他人に漏らしてはならない。ただし、災害、病気等においてZoomへの入室に介助が必要であると議長が認める場合は、この限りでない。
- 8 議員がオンラインによる質問を行う場合の規律、服装、水分補給等の秩序保持にあっては、議場において行う場合の例による。ただし、災害、病気等やむを得ない事情により議長が認める場合は、この限りでない。
- 9 議長は、会議録の作成に当たり、オンラインによる質問をした議員の氏名を出席議員欄に記載するほか、オンライン質問議員である旨を記載する。
- 10 前各項に定めるもののほかオンラインによる質問に関し必要な事項は、奥州市議会ICT推進方針（令和5年8月29日議会運営委員会決定）オンライン会議の運用の例による。